

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	前倒し調査については、2023年2月より2営業期分の希少猛禽類を対象とした鳥類調査（定点調査）を実施しております。調査方法や地点等に関しては鳥類に知見を持つ専門家へ事前にヒアリングを実施しております。 上記以外の環境影響評価手続きに該当する項目については、現時点では、方法書以降に現地調査を行う計画としております。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトによると、本配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみで、電子縦覧図書のダウンロード・印刷はできないこととなっております。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。	図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書をダウンロード・印刷が可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。 住民から要望があった際に図書の貸し出しを行った実績はあり、住民との相互理解促進のため、住民からのご要望やご意見を確認した上で対応について検討していきたいと考えております。
			2次	他事業者に対して不信感があるということであれば、累積的影響の評価にも支障が出るのではないのでしょうか。このことを踏まえると、関連業者間で協力してダウンロード・印刷に関する取組を進めることが重要ではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	現状、累積的影響の評価について他事業者と情報交換をする場合は、秘密保持契約等を締結したうえで情報の受け渡しをすることを基本としております。そのため、累積的影響の評価に支障が出ることはないよう、他事業者への情報提供を行うことは可能です。ただし、関連業者間で協力してダウンロード・印刷に関する取組を検討することは重要と考えますので、引き続き情報公開のあり方について検討していきたいと考えております。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	住民との相互理解のため、説明会を適宜実施し、事業計画を周知すること、住民の声を聞いて誠実に対応することが必要と考えます。配慮書縦覧期間には自主的に説明会を開催したほか、現地調査の実施等については近隣地区への全戸配布により周知し情報提供を行っております。 関係自治体には検討内容や進捗の報告など密な情報提供が必要と考えます。再生可能エネルギーの担当課のみではなく、森林関係の担当課や施設等にも訪問し、検討内容等について共有をしながら検討を進めております。 引き続き密にコミュニケーションを取りながら検討を進めて行く考えです。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	10	(a) 検討対象エリアの選定	1次	そもそも北海道内で事業を検討した理由を伺います。また、黒松内町の「マイナスカーボン・シティ」宣言と本事業との関係についても伺います。	北海道では、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」において、早期より新エネを主要なエネルギー源の一つにすることとしています。また、「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」において、道内での新エネルギー導入を加速し、地域と経済の活性化を図るとともに、我が国のエネルギー拠点として、中長期的なエネルギーの多様化などに貢献することとしています。さらに、同基本方向にも記載のとおり、新エネルギーの可能性を最大限に発揮するための基盤整備として、送電インフラ整備のような新エネルギー導入拡大に向けた取組が積極的に進められていることなどから、北海道内での事業を検討しております。 黒松内町の「マイナスカーボン・シティ」宣言においては、再生可能エネルギーの導入に取り組むことが表明されております。同宣言と本事業の関係について、現時点で黒松内町との取り決め等は行っておりませんが、本事業の実施により再エネの導入に貢献することが可能となるため、本事業が担う役割について引き続き協議を行っていく考えです。同宣言の中では、再エネの導入の在り方などについて「基本計画」を策定することとしております。本事業は現時点でこの基本計画に含まれるものではありませんが、今後必要に応じて協議をしていく考えです。また、同宣言の取り組みとして、ブナ林など豊かな自然環境を保全することも含まれており、環境影響評価や黒松内町との協議を通して、環境保全のための適切な配慮について検討を進めてまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-2	10	(c) 環境保全上留意が必要な場所の確認	1次	自然度の高い植生（自然度9及び10）を可能な限り除外したとありますが、区域内に残存する自然度9及び10を今後の現地調査による分布状況の把握の上で、極力回避とし、配慮書段階で除外しなかった理由についてご教示願います。	配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項もあることから、現時点で改変する可能性のある範囲を広めに設定しているため、「自然度の高い植生（自然度9及び10）」が含まれています。今後の方法書以降の手続においては、事業計画の具体化に合わせて、現地調査による分布状況の把握の上で区域の絞り込みを行うことで影響の回避を図るとともに、やむを得ず自然度の高い植生（自然度9及び10）」を回避できない場合は、専門家の助言を受けながら適切な措置を講じる方針です。
2-3	21～22	輸送計画	1次	輸送計画に記載の大浜港は、岩内港のことでしょうか。	輸送計画に記載の大浜港は、岩内港のことです。岩内港のうち大浜地区という意図で記載をしておりましたが、国土交通省北海道開発局のHP等より岩内港が正式な名称と理解しますので、方法書では適切な記載に修正いたします。
2-4	21	表2.2-4	1次	現地の雪の状況に応じて、冬季は休工する場合もある。とのことですが、今後計画を進めて行くにあたり、現地の状況把握が進んだ段階で休工時期を決めるという意味でしょうか。	ご理解のとおり、現地の状況把握が進んだ段階で具体的な休工時期を決めるという意味で記載をしております。
2-5	23	(1) 事業実施想定区域及びその周囲における風力発電事業	1次	事業実施想定区域周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、 ①他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。 ②今後他事業との環境影響の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かご教示願います。	①現段階では本事業における風車配置計画等の事業計画が未確定である事項が多いことから、事業区域の周囲に位置する他風力事業との協議は行っておりません。しかしながら、事業実施想定区域の周囲における風力発電計画の進捗や既設風力発電所の位置を整理することで、周辺状況を整理しております。（p2-21, 22記載） ②累積的影響については、今後事業の計画熟度を高めつつ、現地調査や予測評価を行う中で、累積的影響が懸念される環境項目については、他事業者への情報提供依頼を行い、実行可能な範囲で累積的影響の予測を行います。
			2次	1次質問の②について、貴事業者から他事業者への情報提供に対する見解をご教示ください。	累積的影響の予測に関連し、他事業者から情報提供依頼があった場合には、1-2にお示しした秘密保持契約等を締結したうえで、その時点の計画熟度に応じ、可能な範囲で必要な情報を提供する方針です。

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	25	第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	1次	近隣自治体（島牧村、今金町）に対して、関係地方公共団体を黒松内町、長万部町及び寿都町とすることを確認した上で選定に至っているとのことですが、島牧村及び今金町に対してどのようにヒアリングを行い、どのような趣旨の回答があり、関係地方公共団体としないこととしたのか、可能な範囲でご教示願います。	島牧村及び今金町に対しては、事業概要や事業実施想定区域、主要な眺望点及び可視領域等の配慮書図書の抜粋を説明したうえで、関係地方公共団体に含めるか否かを相談しております。その結果、含める必要はないとの回答をいただいたことから、関係地方公共団体としないこととしております。
			2次	島牧村へのヒアリングの結果、選定する必要はないとの回答を得たことを踏まえ関係地方公共団体としないこととしたことは理解できましたが、1度以内で視認可能な範囲に大平山があり、事業区域方向が主要な眺望方向となっています。大平山からの景観について、重大な影響が想定されるのであれば、島牧村を関係地方公共団体に加える必要があるのではないのでしょうか、事業者の見解を伺います。 このことに関して、方法書作成前に島牧村への再度のヒアリングを含め、各関係機関等にヒアリングを行う必要があると考えますが、合わせて事業者の見解を伺います。	大平山の山頂からの風力発電機の見え方は、垂直見込角1度をわずかに上回っている程度であり、島牧村へのヒアリングにおいては、この点に自治体保有の利用状況等の情報も踏まえて「関係地方公共団体に含める必要はない」との回答を頂いたものと理解しております。 しかし、風力発電機が視認可能な範囲に大平山があることを踏まえ、方法書作成前に改めて大平山やその他眺望点からの視認可能性や眺望方向を確認し、島牧村や各関係機関等へのヒアリングを行ったうえで、島牧村を関係地方公共団体に加えるかどうか検討を行います。
追加3-13	42	水象の状況（河川・湖沼）	1次		
			2次	事業実施想定区域内に、2級河川及び普通河川が含まれることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。また、風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せ願います。	ご指摘をふまえ、適切に対応いたします。
追加3-14	59	動物の重要な種の選定基準（文化財保護法）	1次		
			2次	事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	ご指摘をふまえ、適切に対応いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-2	63 99	②動物の注目すべき生息地 (b)重要な自然環境のまとまりの場	1次	①生物多様性保全上重要な里地里山の「ブナ北限の里「黒松内」」の一部が事業実施想定区域内に含まれているとありますが、事業実施想定区域の全域が包含されている状況となっています。この区域に対する事業者の認識と、今後どのように配慮していくのか事業者の見解について、それぞれお示しください。 ②添別ブナ林が自然共生サイトに認定されました。自然共生サイトは民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域とされており、動物の注目すべき生息地及び重要な自然環境のまとまりの場に該当するのではないかと考えられます。認定サイトの範囲とその概要を関係機関に確認し、必要な配慮についての検討を早急に行うべきと考えますが、事業者の見解と、今後の対応についてお示しください。	①「ブナ北限の里「黒松内」」は、黒松内町の町全域が対象とされており、重要な里地里山の選定理由にある「森と川と海のつながり」を維持していくことが重要と認識しております。今後、事業計画を具体化するなかで、黒松内町等と協議を行い、必要な配慮を検討する方針です。 ②添別ブナ林が自然共生サイトに認定されたことを踏まえ、関係機関(黒松内町)に認定サイトの範囲や概要について確認を実施しています。現在把握している範囲では、添別ブナ林は事業実施想定区域と約2kmの離隔があり、影響は生じないと想定しておりますが、今後、事業計画を具体化するなかで、黒松内町等との協議を行うなど、適切な対応を致します。
			2次	森林を伐開した際、乾燥等の様々な要因によって、伐開箇所の周辺に枯死などの影響が長期にわたって徐々に広がっていくことが考えられます。 当該区域は重要里地里山の「ブナ北限の里「黒松内」」であることを考えると、改変箇所の周囲の森林に対して長期的な影響が生じた場合、貴重な森林環境への影響だけでなく、里山に関わる多くの関係機関等にも影響が生じる可能性があります。この影響についてどのように考えるのか、事業者の対応も含めてお示しください。	森林を伐開した際、伐採箇所周辺の樹林に対して生じる長期的な影響は、樹林の特性(更新後の明るい二次林か、極相に近い発達した樹林か)、伐採位置(辺縁に近い箇所の伐採か、中央部の分断か)によっても異なると考えられます。 黒松内町におけるブナ林の重要性や多くの関係機関による保全・再生の取り組みをふまえ、黒松内町ブナセンターや専門家の指導・助言を得ながら、伐採部周辺も含め、ブナ林に大きな影響を及ぼすことのないよう留意し、調査・予測評価を行う方針です。 また、事業実施想定区域には林地開発許可が必要な箇所が含まれますが、「北海道林地開発許可制度の手引き」p.24、25によると、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林または造成森林を配置することが定められております。このような基準にも留意したうえで、周囲の環境への著しい影響が生じないような配慮を行うよう検討していきたいと考えております。
3-3	77	図3.1-23	1次	事業実施想定区域上に、夜間の渡りルートがあることが示されています。夜間の渡りの状況は正確な把握が難しいと思われませんが、今後どのように渡りの状況を把握していくのか、事業者の方針を伺います。	方法書以降の手續において専門家の助言を受けながら、現地調査の計画立案及び調査を行い、適切な予測及び評価を行う予定でおります。
追加 3-15	78	収集した既存資料	1次		
			2次	植物相および群落関係の資料としては、館脇操「北限地帯のブナ林の植生」は欠かせないのではないのでしょうか。ブナ北限に関する研究資料は、相当数あるので改めて確認してください。	今後の現地調査に際しては、ご指摘の文献も含め、ブナ北限に関する研究資料について「黒松内町ブナセンター」にも、引き続き、ヒアリングするなど、改めて確認を行った上で、適切に参照するよういたします。
追加 3-16	87 89 90	重要な群落等の選定基準	1次		
			2次	選定基準F及びGについて、事業実施想定区域及びその周囲では存在しなかったとされていますが、表3.1-32(3)および(4)において、「事業実施想定区域及びその周囲の重要な植物群落」とされています。これらの群落について、どのように認識しているのか、お示しください。	ご指摘の「表3.1-30重要な群落等の選定基準とカテゴリ」(p.87)の選定基準F及びGについては、ご指摘の通り、事業実施想定区域及びその周囲に分布しており、注釈の記載が誤りでした。方法書以降の図書で修正致します。
3-4	101	(a)主要な景観資源	1次	①自然景観資源のみが選定されているように思われますが、既存文献やヒアリングでは人文景観資源の情報は得られなかったという認識でよろしかったでしょうか。 ②「景観資源は全て事業実施想定区域外に位置する」としてありますが、黒松内岳の東斜面が事業実施想定区域と重複しているため、事業実施想定区域外に位置するとは言えないのではないのでしょうか。	①自治体ヒアリングにより把握した寿都町の「カクジュウ佐藤家」は、眺望点として整理しており、漁師町の雰囲気を残す歴史的文化的エリアの代表的な建物として、人文景観資源の要素も持っていることを認識しています。 ②黒松内岳については、山頂と事業実施想定区域との位置関係で区域外としていたしましたが、ご指摘のとおり、東斜面が事業実施想定区域と重複しているため、方法書以降の図書においては、表現の見直しを検討します。
			2次	「表現の見直しを検討」することですが、まず必要なことは、黒松内岳の環境資源としての性質を、関係機関へのヒアリング等により改めて整理し、区域設定や予測評価に反映させることだと考えますが、事業者の見解を伺います。	ご指摘をふまえ、黒松内岳については、景観資源としての性質を関係機関へのヒアリング等により改めて確認し、区域設定や予測評価に反映するよういたします。
3-5	106 108	人と自然との触れ合いの活動の場	1次	事業実施想定区域の周囲に、くろまつないフットパスのコースが複数あります。このうち西沢コースが既設道路拡幅のみ可能性がある区域に隣接しており、資機材の輸送ルートと重複すると考えられるため、人と自然とのふれあい活動の場として選定すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	方法書手續前に改めて黒松内町にヒアリングを行い、最新の状況を把握した上で、人と自然とのふれあい活動の場としての選定を検討致します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-17	116	土地利用の状況	1次		
			2次	事業実施想定区域は、農業地域及び森林地域に掛かっています。 土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。	ご指摘の通り、留意いたします。
追加 3-18	116	土地利用基本計画に基づく区域の指定状況	1次		
			2次	事業実施想定区域内及びその周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要があるため後志総合振興局産業振興部林務課と打合せすること。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 ①開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ②開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 ③開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 (R5.10現在、事業実施想定区域の一部は水資源保全地域に指定されている。)	地域森林計画対象民有林において、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、後志総合振興局産業振興部林務課と打合せを行い、適切に対応いたします。
追加 3-19	116	農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の指定状況	1次		
			2次	農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については配慮願います。 ○農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が農地法に規定する農地又は採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目等について、農業委員会と十分調整願います。 ○農振法に基づく開発行為許可 事業予定地が農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないように配慮願います。	農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可につきましては、農業委員会ならびに農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないように配慮します。
3-6	122	(2)地下水	1次	飲用井戸については、寿都町では図3.2-3(1)に示すとおりとのことですが、図3.2-3(1)に示されている水源（地下水）は、寿都町内においては飲用井戸を、黒松内町においては表3.2-9に記載のある取水状況のうち深井戸の位置を示していると解してよろしかったでしょうか。	ご質問に記載頂いた内容の通りです。
			2次	飲用井戸について「黒松内町では把握していない」とのことですが、道路拡張の可能性がある範囲の周辺に住居が存在していますので、影響を及ぼすおそれのある範囲については、飲用井戸の有無について確認の上、必要な配慮を行ってください。	今後の事業計画の検討結果をふまえ、道路拡張の可能性がある範囲の周辺に住居が存在する場合は、可能な限り、飲用井戸の有無について確認に努め、必要な配慮を行います。
3-7	123	図3.2-3(1)水道用水の取水状況	1次	①黒松内町の水道水源取水口が賀老川に位置しており、その集水域は事業実施想定区域内にあり、土地の改変の可能性があるかと解してよろしかったでしょうか。 ②黒松内町の水道水源への影響が懸念されますが、黒松内町との協議状況及び今後の予定について事業者の見解をご教示ください。	①ご指摘のとおり、集水域の一部が土地の改変の可能性がある範囲に含まれております。 ②現段階で黒松内町との協議は実施していません。方法書作成前に速やかに協議を行う予定です。
			2次	方法書では、取水地点の水質への影響について評価できるよう、調査・予測地点を設定してください。	今後の事業計画の検討結果をふまえ、方法書では、取水地点の水質への影響について評価できるよう、調査・予測地点を設定いたします。
3-8	124	図3.2-3(2)農業用水の取水状況	1次	農業用水取水位置（表流水）の上流域が事業実施想定区域内にあり、水質への影響が懸念されますが、利水者との協議状況及び今後の予定について事業者の見解をご教示ください。	現段階で農業用水の利水者との協議は実施していません。今後の調査結果も踏まえ影響が想定される場合や利水者からの要望に応じて、協議を行う予定です。
			2次	「農業用水」として整理されている水道施設がありますが、飲用にも供されていると思われるので、利用状況を確認の上、飲用利用がある場合は、水道取水地点と同等の対応を行ってください。	「農業用水」の取水施設についても、飲用にも供されていないか、方法書の段階で改めて利用状況を確認の上、飲用利用がある場合は、水道取水地点と同等の対応を行います。
3-9	128 130	住宅等の状況	1次	①項目や本文では住宅等と記載されていますが、図3.2-6では住居等と記載されています。何か使い分けがあればご教示願います。 ②既設道路拡幅のみ可能性のある区域と住宅等との離隔について、現時点の計画ではどの程度でしょうか。	①特に使い分けはしておらず、同じ意味で用いています。 ②既設道路拡幅のみ可能性のある区域と住宅等との離隔は最も近接するところで約80mとなります。ただし、建物と利用状況（居住の有無等）については方法書以降に確認を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 3-20	170	黒松内町景観計画	1次		
			2次	「黒松内町景観計画」に基づく景観形成の基準では、工作物の高さは原則13m以下とされています。また、同計画において、市街地景観区域以外の地区を「黒松内岳をはじめとした山々や北限のブナ林を中心とする豊かな森林（後略）」と位置づけており、黒松内岳やブナ林が景観上非常に重要であることが伺えます。143m～180mの高さとなる風車の建設は、黒松内町の景観形成基準からは大きく超えています。このことに関する事業者の見解を伺います。また、現時点でこのことについて黒松内町と何らかの協議もしくは情報提供等を行っていただければ、その状況をお示しください。	事業の性質上、一定程度の高さの風車の建設が必要となります。「黒松内町景観計画」における景観形成基準において、「その他工作物」の高さについて「原則13m以下とするが、機能上やむを得ない場合は、その都度町と協議する。」とされており、今後も、町と協議させていただき、適切に対応する方針です。 なお、現時点では、黒松内町の担当課に対して事業計画を説明するとともに、検討内容や景観形成基準について継続して情報交換を行っております。
3-10	174 ～ 182	国土防災関係	1次	事業実施想定区域内には、保安林や崩壊土砂流出危険地区が含まれていますが、これらの箇所を回避しなかった理由と、今後どのような環境保全措置を検討していくかをお示しください。	配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項もあることから、現時点で改変する可能性のある範囲を広めに設定しているため、保安林や崩壊土砂流出危険地区が含まれています。 今後の方法書以降の手続においては、事業計画の具体化に合わせて区域の絞り込みを行うことで影響の回避を図るとともに、やむを得ずこれらの箇所の改変が必要な場合は、必要に応じて関係各所と十分な協議を行った上で適切な措置を講じる方針です。
			2次	①「適切な措置を講じる方針」とのことですが、区域の絞り込みによる回避以外の環境保全措置として、現時点で想定しているものについて、具体的にお示しください。 ②やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、国有保安林は所轄の森林管理署、民有保安林は後志総合振興局産業振興部林務課と速やかに打合せをすること。また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。 【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】 ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 （１）転用に係る面積が1ha以上のもの。 （２）転用に係る面積が1ha未満であって、次に該当するもの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となって保安林の解除を要するもの。 ③事業実施想定区域内に、砂防指定地が含まれることから、小樽建設管理部と打合せをしてください。 ④事業実施想定区域及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」（平成18年7月林野庁）に基づく、山地災害危険地区が存在しており、土砂災害の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討すること。	①区域の絞り込みによる回避以外の環境保全措置としては、関係各所との協議・指導をふまえ、必要な措置を検討・実施する方針ですが、現時点で想定されるものとしては、保安林については、代替保安林の設置が挙げられます。崩壊土砂流出危険地区については、現地の状況について、山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出するおそれがあるか調査し、そのおそれの程度に応じた地すべり防止工事や急傾斜地崩壊防止工事の実施が考えられます。 ②やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、速やかに関係機関との打合せを行います。 ③今後の事業計画の検討の結果、対象事業実施区域に砂防指定地が含まれる場合は、小樽建設管理部との打合せを行います。 ④今後の事業計画の検討において、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討いたします。
3-11	182	図3.2-21水資源保全地域の指定状況	1次	事業実施想定区域内には、黒松内町黒松内地区及び黒松内町西の沢地区水資源保全地域が含まれていますが、各地域に係る指定の区域及び地域別指針では、「ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。」とされており、水資源保全地域は、事業実施想定区域から除外することが望ましいと考えますが、事業者の見解をお示しください。	今後、やむを得ず水資源保全地域を対象事業実施区域に含める場合は、水資源の確保や水質への影響を極力低減する計画とするよう、今後の調査結果に基づき検討を行います。
3-12	183	(3) その他環境保全計画等	1次	黒松内町では「黒松内町生物多様性地域戦略」が策定されていますが、こちらも記載する必要はないでしょうか。 本戦略の内容を踏まえ、今後の事業計画にどのように反映していく予定か、現段階の想定で構いませんのでご教示願います。	ご指摘の通り、方法書以降の図書で「黒松内町生物多様性地域戦略」について記載いたします。 本戦略では、生物多様性の保全と再生、さらには活用という理念を取り入れ、「森・里・川・海 生物多様性土地利用構想」として、土地利用の分類に沿って目指すべき方向性が掲げられています。本事業の事業実施想定区域は、「森林生物多様性保全区域」や「持続可能な林業区域」「森林自然再生候補区域」に該当することから、これらの分類を踏まえ、今後、事業計画を具体化するなかで、黒松内町等と協議を行い、必要な配慮を検討する方針です。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
騒音 4-1	197	(d) 予測結果	1次	住宅等の「等」には、どのようなものが含まれているかをご教示ください。	本配慮書の調査・予測の図面等で整理した「住宅等」とは、「国土基盤地図情報 建築物」（国土地理院基盤地図情報ダウンロードサービス）の情報を元にしており、住宅の他、車庫や畜舎、作業小屋等も含まれます。
騒音 4-2	199	(c) 方法書以降の手續等において留意する事項	1次	①「住宅等からの距離に留意し」とされていますが、方法書以降では、住宅等及び配慮が特に必要な施設との離隔距離を1.0km以上とすると解してよろしかったでしょうか。留意するとは具体的にどのような対応をされることを想定されているかについてご教示ください。 ②・1つ目は、騒音の影響についてのみ記載されていますが、超低周波音について現地調査に対する見解をご教示ください。	①「住宅等からの距離に留意し」とは、離隔距離の確保による騒音影響の低減を指しますが、具体的には地形等を考慮した予測計算を踏まえて風車騒音に係る指針値の確保を図るものであり、必ずしも離隔距離1.0km以上とするわけではありません。 ②超低周波音についても騒音と同様になります。
風車の影 4-3	204	評価結果	1次	住居等との離隔が現時点で1.0km以上確保されていること等を踏まえて、留意事項に留意することで重大な影響を回避又は低減することが可能であると評価していますが、風車の影の影響がローター直径の10倍の範囲内(今回は1.4km)で発生するのであれば、1.0km以上の離隔が確保されていることは重大な影響を回避又は低減が可能な前提条件とはならないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	「住居等との離隔が現時点で1.0km以上確保されていること」のみで重大な影響を回避又は低減できるわけではなく、地形や方位等を考慮した予測計算を踏まえて配置を検討することで、重大な影響を回避又は低減できるものと考えます。
動物植物追加 4-12	223-225 240	専門家等への意見聴取	1次 2次	哺乳類もしくは植物に関する専門家への意見聴取は、一名のみに対して行われています。専門家によって専門分野は様々であり、見解が異なる可能性もあることから、複数名への意見聴取を実施することが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。	当該地域に精通した哺乳類・植物の専門家が少ないため、複数名の意見聴取は困難と想定されますが、ご指摘の点を考慮し、事業による影響に特に関連する専門分野や当該地域への精通度をふまえ、可能な限り、複数名の専門家への意見聴取を検討します。
動物 4-4	223	専門家等への意見聴取の内容	1次 2次	専門家ヒアリングにて、黒松内町でコウモリ調査が行われた際にヤマコウモリが確認されている旨の意見がありますが、本意見に関連する内容が記載されている文献情報等は専門家に確認しているのでしょうか。もしそのような文献があれば、確認状況についてご教示願います。 ①ヤマコウモリについて文献等の報告資料でまとめられていないのであれば、コウモリの専門家へヒアリングを行うなど、より詳しい生息情報の確認や調査手法の検討が必要と考えますが、方法書作成に向けてどのような対応を検討しているのか、事業者の見解をご教示願います。 ②その他、両生爬虫類や魚類、昆虫類に関しては実施されていない。特に魚類や昆虫類に関しては文献調査だけでは網羅できない情報が多数あると考えられ、実施すべきであると考えますが、事業者の見解をご教示願います。 ③また、道南では固有種であるコヤマコウモリのバツストライクが確認されています。確認地点は黒松内町からは距離がありますが、コヤマコウモリの生息の可能性について、事業者の見解と調査方針について伺います。	専門家に確認した結果、黒松内町でのコウモリ調査の結果については、文献等の報告資料にはまとめられていないと伺っています。 ①方法書作成に向けては、黒松内町でのコウモリ調査結果等について、改めて専門家や黒松内町へヒアリングを行い、より詳しい生息状況の把握に努め、調査手法の検討に反映する方針です。 ②配慮書段階では、一般に風力発電事業による影響が大きいとされている哺乳類(コウモリ類)、鳥類についてヒアリングを行いました。方法書以降の手續においては、魚類や昆虫類を含めたその他の項目についてもヒアリングを行うよう検討します。 ③コヤマコウモリについては、近年、道内で初確認の報告がなされており、北海道における分布は未解明な点が多いと認識しています。また、文献(佐藤ほか,2019.北海道からコヤマコウモリの初記録.利尻研究,(38))によると、北海道南部は、北海道の中では落葉広葉樹林主体の森が目立つ環境であり、広葉樹の樹洞がねぐらとして使われている可能性が言及されていることから、本事業地周辺においても、生息の可能性のあることを想定し、留意して調査を行うようにいたします。
動物 4-5	224 225	専門家等への意見聴取の内容	1次	専門家から存在の可能性を指摘された種が、図書に反映されていません。既存資料整理では把握しきれなかった動物に係る情報の補完を目的にヒアリングを行ったのであれば、指摘された種については図書に反映すべきではないでしょうか。	専門家から存在の可能性を指摘された種については、今後の現地調査において生息の可能性に留意して調査を行う方針とし、事業者の対応として図書に記載いたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
動物 4-6	231	②動物の注目すべき生息地への影響	1次	生物多様性保全上重要な里地里山の「ブナ北限の里「黒松内」」が事業実施想定区域内に含まれるとし、事業による地形改変の影響が生じる可能性があるとして予測していますが、里地里山の保全の活動を行っている団体等に対しヒアリングを実施し、当該団体の活動範囲等へ影響がないか確認し、その区域を回避する必要があるのではないのでしょうか。今後、これらの活動に対しどのように配慮していく予定なのか、事業者の見解をご教示願います。	「ブナ北限の里「黒松内」」では、複数の活動団体が保全・活用の取り組みを実施されていると認識しています。今後、事業計画を具体化するなかで、黒松内町等と協議を行った上で、活動団体等に対しヒアリングを行うなど適切な対応を検討致します。
			2次	1次回答にて複数の活動団体を認識している旨が記載されています。協議先として「黒松内町等」としてはありますが、黒松内町以外に協議が必要と思われる団体について、現段階で把握している範囲で構いませんのでご教示願います。	「ブナ北限の里「黒松内」」に関連する活動主体としては、環境省の生物多様性保全上重要な里地里山の情報サイトにおいて記載されている「ぶなの森自然学校」、「ブナ北限の里ツーリズム」等を把握しておりますが、最新の情報を黒松内町に確認の上、適切にヒアリングを実施する方針です。
動物 植物 生態系 追加 4-13	232 244 251	評価結果	1次		
			2次	動物、植物及び生態系の評価結果において、事業実施想定区域の周囲において確認されている重要湿地及び特定植物群落等については、いずれも事業実施想定区域外であることを理由に影響がないものと評価されていますが、土砂の流入等による影響は想定されないのでしょうか。事業者の見解をお示しく下さい。	事業実施想定区域は朱太川の支流である黒松内川の水系に位置しています。重要湿地のうちの歌才湿原、特定植物群落のうちの歌才の湿原植生については、黒松内川合流前の朱太川の水系に位置しており、工事による土砂の流入等の影響は想定されないと考えております。ただし、重要湿地のうち、「朱太川水系」については、黒松内川を含む水系全体が指定されていると考えられ、ご指摘の通り、土砂の流入等による影響も否定できません。配慮書段階では工事中の影響を検討するための情報が少ないことから、方法書以降の手続においては、工事の実施に伴う水質への影響もふくめ、調査・予測及び評価を行い、重要湿地「朱太川水系」への影響についても検討致します。
動物 生態系 4-7	232 251	評価結果	1次	重要里地里山の「ブナ北限の里「黒松内」」について、区域は広めに設定していることから、方法書以降の区域の絞り込みにより影響を回避又は低減できるとされていますが、区域の全域が当該里山となっている状況で、どのように回避ができると考えているのか、また評価を修正する必要はないか、事業者の見解をお示しく下さい。	「ブナ北限の里「黒松内」」は、黒松内町の町全域が対象とされています。「黒松内町生物多様性地域戦略」における生物多様性土地利用構想では、本事業の事業実施想定区域は厳正な保全を行う特別保全区域には該当しませんが、「生物多様性の保全を優先した土地利用」を進める森林地域に該当すると認識しています。今後、事業計画を具体化するなかで、黒松内町等と協議を行い、必要な配慮を検討することで、影響を回避又は低減できると考えております。
			2次	1次回答で示された「必要な配慮を検討」について、現時点ではどのような配慮を想定しているのでしょうか。また、事業実施想定区域全体が里山に含まれている現状において、影響の低減のほか回避についても可能と考えているとのことですが、どのような配慮（措置）であれば影響の回避が可能となりうるのか、事業者の見解を伺います。	「ブナ北限の里「黒松内」」については、町全域が対象とされている中で、人々が生活しており、厳正に保全を行う場所だけでなく、土地の改変・利用を行う場所、再生を行う場所等の区域分けが検討されていると認識しています。「黒松内町生物多様性地域戦略」では、土地利用の分類に沿って目指すべき方向性が掲げられており、本事業の事業実施想定区域は、「森林生物多様性保全区域」や「持続可能な林業区域」「森林自然再生候補区域」に該当します。1次回答に記載した「必要な配慮」については、今後、黒松内町との協議において、改変・利用を行っても良い場所やその際の留意点を把握し、事業計画を検討することを想定しています。また、同様に、特に保全を重視する範囲を把握し、可能な限り、対象事業実施区域からの除外を検討することで、影響の回避を目指す方針です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
植物 4-8	240	専門家等への 意見聴取の内容	1次	ブナの生息状況に留意するよう、専門家から意見が示されていますが、評価に反映されている植生は自然度9、10の植生にとどまっています。専門家からの意見のほか、当該区域が重要里地里山に包含されていることから、植生自然度8以下であっても、ブナ林については留意が必要なのではないでしょうか、事業者の見解を伺います。	専門家からのご指摘を踏まえ、今後の現地調査において、事業実施想定区域周辺におけるブナ林再生プロジェクトのブナ林を含め、ブナの優占する群落の分布状況に留意して調査を行います。
			2次	①自然度8以下でもブナ林およびブナが後継樹となりうる植生が存在する可能性は高い地域です。ブナ林の保全・復元は当地域では重要な課題と考えます。そのため、ブナ優占群落の分布のみに留意する調査では不十分であり、二次林を含めブナ定着が認められる植生におけるブナの更新可能性は調査する必要があるのではないのでしょうか。 ②専門家の「ブナの生育状況に留意」とは、ブナ林以外も含めたブナの更新が認められる植生については留意すべきという意味だと解します。したがって、ブラウランケ法等による群落調査では不十分となることが懸念されますが、具体的な調査方法を検討していたら教えてください。	①ご指摘の通り、黒松内町におけるブナ林の保全・復元の取り組みの重要性をふまえ、ブナ林の調査や再生プロジェクト等の様々な取り組みを実施している黒松内町ブナセンターへのヒアリングを行い、事業実施想定区域におけるブナの分布・生育状況、更新環境、調査の際の留意点を確認します。これらをふまえ、単にブナの優占する群落として分布を記録するのではなく、原始的な自然度の高いブナ林、更新のある二次的なブナ林、再生の取り組みを行っている場所等に留意し、調査を行う方針です。 ②上記①と関連し、ブナ林の現状や調査の留意点をふまえたうえで、具体的な調査・記録方法を検討する様に致します。
植物 追加 4-14	240	専門家等への 意見聴取の内容	1次		
			2次	意見を聴取した専門家から、ササの一斉開花についての指摘があります。ササの一斉開花一斉枯死が起これば、ブナを始めとする樹木の更新状況は大きく変化します。ブナの更新へも大きく影響すると思われそうですが、専門家の指摘する「ササ群落の生育状況に留意」した調査として、どのような調査方法を考慮中でしょうか。	現段階では、当地域におけるササの一斉開花・枯死に関する情報は得ておりませんが、調査を実施する際は黒松内町ブナセンター等への確認を行い、情報の収集に努めます。また、植生調査の中でササ群落の生育状況を把握し、既存の植生図と比較することで、一斉開花による衰退の有無を確認する方針です。
植物 追加 4-15	242	植物の重要な 種への予測結果	1次		
			2次	水辺・湿地は、区域(面積)が限られており、特に希少なものと思われれます。これらの生育地への風車設置は配慮書段階で回避とすべきではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	ご指摘の通り、水辺・湿地は改変しない可能性が高いですが、配慮書時点では事業実施想定区域を広めに設定している点、現時点では河川の様子に既存情報から水辺・湿地の分布が明確に把握できていない点から、搬入路の造成等による改変の可能性などを考慮し、安全側で予測しています。方法書以降の段階で、現地状況の把握とあわせ、適切に予測・評価を行い、水辺・湿地の改変は回避する方針です。
生態系 追加 4-16	251	評価結果	1次		
			2次	事業実施想定区域及びその周辺には水源涵養保安林が存在しており、「生態系」に関する予測・評価では、事業による地形改変の影響が生じる可能性があるとして予測され、また、方法書以降の区域の絞り込みにより影響を回避または低減できると評価されています。については、図書に記載の「方法書以降の手続等において留意する事項」等に十分に留意の上、適正な配慮を行ってください。	ご指摘の通り、適正な配慮を行います。
景観 4-9	260	表4.3-29	1次	①黒松内岳において、最大垂直見込角が約16.7度と大きく、周囲の景観とは調和しえない。とされています。標高より風車が低いとはいえ、眺望方向に風車が介在することには変わりがないため、影響は避けられないと考えられますが、今後どのように影響の低減を図っていくかご教示願います。 ②表のタイトルに1/2とありますが、2/2はございますでしょうか。	①フォトモンタージュ作成等により眺望景観を確認しつつ、風車の配置や塗色を検討することにより影響の低減を図っていきます。 ②表のタイトルの1/2は誤りですので、2/2はございません。申し訳ありません。
			2次	黒松内岳からの眺望は、事業実施想定区域付近を見下ろすような位置関係となることから、水平視野角や、俯瞰景への影響についても予測するなど、通常用いられている評価手法だけでなく、影響の程度を評価するための工夫がさらに必要と考えますが、現時点で検討されている事項があれば、ご教示ください。	今後の事業計画の検討もふまえ、手法の選定は方法書段階で行うため、現時点では具体的に検討している事項はありません。想定される手法の候補としては、見下ろすような位置関係となることから俯瞰景への影響を予測する、複数の配置案によるフォトモンタージュを作成し利用者や周辺住民にアンケートをする、有識者へのヒアリングを実施し調査・予測・評価手法に反映する、などが考えられます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 景観 4-17	261	主要な眺望点 及び可視領域	1次		
			2次	<p>①事業実施想定区域の西部には北海道立自然公園条例に基づき指定された狩場茂津多道立自然公園が存在しており、当該道立自然公園の利用施設計画に位置づけられている「泊川溪谷線（車道）」などが存在するほか、自然環境保全法に基づき指定された大平山自然環境保全地域も存在しています。</p> <p>本事業は最大18基の風力発電設備を計画しており、規模（高さ）が180mと大型であることから、公園利用施設・眺望点からの景観に対する影響が懸念されるため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減してください。</p> <p>②P160では自然公園及び自然環境等保全地域は指定がないと記載されていますが、事業想定区域から約10.3kmの範囲には、狩場茂津多道立自然公園及び大平山自然環境保全地域が含まれています。このため、事業実施想定区域及びその周辺地域の範囲を明確にするとともに、関連図面を作成し、自然公園及び自然環境等保全地域の状況を再度整理するべきと考えますが、事業者の見解を伺います。また、白井川学術自然保護地区及び黒松内の杉記念保護樹木についても黒松内町内に存在するため、同様に記載方法を検討してください。</p>	<p>①ご指摘をふまえ、狩場茂津多道立自然公園や大平山自然環境保全地域の眺望点についても、管理者に位置や利用状況等について確認を行った上で、「本事業の風車の視認可能性」、「主要な眺望方向と事業地方向の関係」等を踏まえ、適切に対応いたします。</p> <p>②P160で記載した「事業実施想定区域及びその周辺地域の範囲」は、3章の冒頭(p.3-1)に記載のとおり、縮尺10万分の1の地図の範囲としており、狩場茂津多道立自然公園及び大平山自然環境保全地域が含まれていませんでした。</p> <p>また、景観については、配慮書の3-77の冒頭に示す通り、影響が生じる範囲として事業実施想定区域から約10.3kmの範囲を含む縮尺20万分の1の地図の範囲を対象としています。景観の眺望点については、公的なホームページや観光パンフ、関係地方公共団体への聞き取りにより整理しましたが、狩場茂津多道立自然公園及び大平山自然環境保全地域の施設については情報を把握できておりませんでした。別添4-17に縮尺20万分の1の地図にて、事業実施想定区域と両地域の状況をお示しします。</p> <p>また、白井川学術自然保護地区及び黒松内の杉記念保護樹木についても同様に、縮尺10万分の1の地図の範囲には位置しておらず、記載しておりませんでした。いずれも、事業実施想定区域から4km以上の離隔があり、現状の事業計画においては、直接改変は想定されないため、図書への記載の必要性は低いと考えますが、黒松内町とも相談のうえ記載方法を検討します。</p>
景観 4-10	262	(b) 評価結果	1次	<p>事業実施想定区域内には景観資源は存在しないことから、事業の実施により直接的な改変を受ける可能性はないとしていますが、黒松内岳を構成する山稜線全体を景観資源と考えると、直接的な改変を受ける可能性はあるのではないのでしょうか。</p> <p>また、黒松内岳を景観資源として眺望する場合、本項目に挙げている主要な眺望点のほか、歌オオートキャンプ場・ピックからの眺望方向にも黒松内岳が存在し、風車が介在することになります。</p> <p>以上を踏まえ、景観資源としての黒松内岳をどのように考えているのか、頂上付近以外も景観資源として捉えている場合は、今後どのように対応する予定か、現段階の想定で構いませんので事業者の見解をご教示願います。</p>	<p>景観資源としての黒松内岳は、山頂だけでなく斜面の一部も含むものと考えますが、各眺望点によってどこまで視認できるか異なることから、一概に定めることは難しいものと考えます。具体的には、各眺望点からの黒松内岳の視認状況を考慮しつつ、風車配置等を検討することが考えられます。</p>
			2次	<p>黒松内岳の視認状況を考慮しつつ、風車配置等を検討するとのことですが、主要な眺望点である黒松内岳頂上から事業実施想定区域方面を望んだ際、斜面が概ね視認できることを考えると、景観資源内から望む景観への影響も考慮し、斜面への配置自体を回避する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>主要な眺望点である黒松内岳頂上から事業実施想定区域方面を望んだ際、斜面が視認されるものと考えられますが、斜面への配置については、今後の調査・予測による黒松内岳頂上からの視認状況を考慮しつつ検討いたします。</p>
人触れ 追加 4-18	266	図4.3-23 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況	1次		
			2次	<p>生物多様性保全上重要な里地里山の「ブナ北限の里「黒松内」」では、複数の活動団体が保全・活用の取り組みを実施されているということであれば、そのような活動フィールドが人と自然との触れ合いの活動の場に該当する可能性はないのでしょうか。</p> <p>そのような活動について関係者にヒアリングを行い、調査対象とするかを方法書作成前までに検討する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>「ブナ北限の里「黒松内」」における保全・活用の活動団体のフィールドとしては、黒松内町のヒアリングにおいて、人触れの場として追加をご提示頂いた「歌オブナ林」「添別ブナ林」「朱太川の釣場」「黒松内ぶなの森自然学校」などが該当すると考えられます。方法書の作成段階においても、最新の情報を黒松内町に確認の上、関係者に適切にヒアリングを実施し、調査対象の検討を行う方針です。</p>
景観 人触れ 4-11	271	表4.4-1(4) 景観 人触れ	1次	<p>「眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場」の利用状況等を踏まえるにあたり、利用者に対してアンケート・ヒアリング調査を行い、地域や利用者の意見を反映した予測評価・計画にすることが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>地域や利用者の意見を反映した予測評価・計画にすることが望ましいと考えます。資料調査、管理者へのヒアリング等を実施しつつ、必要に応じて管理者等に相談しながらアンケート・ヒアリング調査の実施を検討いたします。</p>

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------